

交通事故で役場へ届け出？
（義務です） 届け出 第三者行為

● 第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で治療を受けることになった場合を指します。

（例）

- ・ 交通事故（自転車事故を含む）でけがをしたとき
- ・ 暴力行為などで、他者にけがをさせられたとき

● なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、加害者が負担すべきものです。しかし、届け出がなければすぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、いったんは健康保険により立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から加害者（または損害保険会社など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながりますので、ご協力ください。

● 届け出に必要なもの

- ・ 被保険者証
- ・ 印鑑（認め可）
- ・ 来庁者の本人確認書類（免許書など）
- ・ 交通事故証明書（交通事故の場合のみ）

※届け出後、傷病届済証明書を発行します

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

● 注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている（示談が成立している）場合や、仕事中や通勤中のケガ（労働災害保険の対象）、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、保険証が使えない場合があります。

問吉備庁舎住民課

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

● ジェネリック医薬品とは

先発医薬品に比べて安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。中には、飲みやすくなるように薬の大きさや味、においの改良がされたものや、や品質面の改善による保存性の向上などの工夫がされたものもあります。

● 安全性は大丈夫？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準を満たしている信頼できる薬です。

● まずはお医者さんに相談を

全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。症状によっては、新薬を使用した方がいいと医師が判断する場合もあります。

● ジェネリック医薬品の希望シールを配布しています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用促進のため、ジェネリック医薬品への切り替えの医師を手軽に伝えることができます。シールをお配りしています。



ジェネリック医薬品を希望する人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

問吉備庁舎住民課

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。